

条 例 案 資 料

- ◇議第 18 号 滋賀県がん対策推進基金条例案…………… 1
- ◇議第 25 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施設を講ずる
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例案 …………… 3
- ◇議第 36 号 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案… 53
- ◇議第 37 号 滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 57
- ◇議第 38 号 滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 59
- ◇議第 39 号 滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案………… 61
- ◇議第 40 号 滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例案…………… 63
- ◇議第 48 号 滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部
を改正する条例案 …………… 65
- ◇議第 78 号 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案……67
- ◇議第 80 号 滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
案 …………… 69
- ◇議第 81 号 滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案…………71

滋賀県がん対策推進基金条例案要綱

1 制定の理由

がんに罹患する者が年々増加する中、滋賀県がん対策の推進に関する条例（平成25年滋賀県条例第74号）の制定を機に、がんの予防および早期発見、がん患者およびその家族の社会生活全般にわたる負担を軽減するための支援その他のがん対策に関する施策を円滑に推進するため、新たに制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) がん対策に関する施策を円滑に推進するため、滋賀県がん対策推進基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

「滋賀県がん対策推進基金」による取り組み

～ともに支え取り組む滋賀のがん対策～

基金の取組「3つのポイント」

①「患者力」の向上
～当事者の生活・活動を支援～

②生活と治療の両立
～就労等の支援～

③主体的な取組の促進
～予防と検診～

みんなが取組を推進

行政中心から
民間主導へ

具体的な展開

「患者力」の向上

- がん体験者による支援（ピアカウンセラー養成等）
- がんサロンにおける患者間交流
- 患者力向上のための講演会・情報発信 等

生活と治療の両立

- がん患者への就労支援（支援関係者への研修等）
- 医療と職場の連携促進
- がんと向き合うための啓発 等

主体的な取組の促進

- 民間団体や事業所の取組を支援
- 市町が行う効果的な取組を支援
- 検診体制強化のための支援 等



「滋賀県がん対策推進協議会」等の
関係機関の意見を聞きながら、具体的な事業を展開

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、重度訪問介護の対象者の拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化等が実施されることから、関係条例について規定の整備を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定重度訪問介護の対象となる者に、重度の知的障害者および精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものを追加することとします。（第 3 条中別表第 1 関係）

イ 指定共同生活介護の事業を指定共同生活援助の事業に一元化し、指定共同生活援助について、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとするとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について新たに規定することとします。（第 3 条中別表第 12 関係）

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所について、利用者の支援に支障がない場合は、当該事業所の全てのサービス管理責任者を非常勤とすることができることとします。（第 5 条中別表第 4 関係）

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(3) 次に掲げる条例について必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 6 条～第 8 条関係）

ア 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

イ 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

ウ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

- 障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- エ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例
 - オ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
 - カ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(4) その他

- ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- イ この条例の施行に際し必要な経過措置について規定することとします。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

(1) 指定障害福祉サービス事業の指定基準

→ 条例案 第3条

ア 重度訪問介護の対象者の拡大

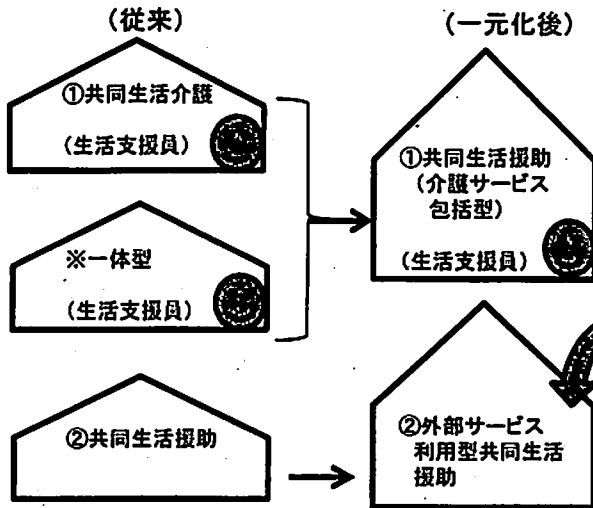
重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護を要する者を追加

イ 共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の共同生活援助への一元化

障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、グループホームを利用し続けることができるよう

(ア) 利用者の状態に応じ、外部の居宅介護事業者による介護サービスを提供できる外部サービス利用型共同生活介護を創設

(イ) 多様な住まいの場を確保する観点から入居定員1名のサテライト型住居を創設



(1) 従来

対象利用者の障害程度による

- ①共同生活介護・・・障害程度区分2以上
- ②共同生活援助・・・障害程度区分1または非該当
- ※過半数の事業所は①と②の一体型

(2) 平成26年4月から

- 共同生活援助に一元化されるが、介護の提供方法により2種類ある
- ①共同生活援助・・・生活支援員を配置し介護サービスを包括
- ②外部サービス利用型共同生活援助・・・外部の居宅介護事業者に介護を委託

(3) みなし

- 従来の「①共同生活介護」と「※一体型」は「①共同生活援助」とみなされる
- 従来の「②共同生活援助」は「②外部サービス利用型共同生活援助」とみなされる。(もともと生活支援員がいないので、介護を外部に委託)

	共同生活介護	共同生活援助
対象	障害程度区分2～6	障害程度区分1または非該当
サービス	・日常生活上の支援 ・介護等	・日常生活上の支援
人員	世話人	6:1以上
	生活支援員	必要あり
住居間の関係	主たる事務所から30分間で移動可能な範囲	
	入居定員	【事業所】4人以上 【共同生活住居】2人以上10人以下 【ユニット】2人以上10人以下 ●事業所(定員4名以上)
居間・食堂等	利用者と従業者が一同に会するのに十分な広さ	

共同生活援助		サテライト型住居
(共同生活援助)	(外部サービス利用型共同生活援助)	
障害支援区分に関わらず利用可		早期に単身等での生活が可能であると認められる者
・日常生活上の支援 ・介護等		・本体住居の従業者が定期巡回 ・食事等は本体住居を利用可
6:1以上	6:1以上(現行のグループホームは経過措置あり)	本体住居と同じ
必要あり	必要なし(居宅介護事業所に委託)	
主たる事務所から30分間で移動可能な範囲		・入居者が寝る20分以内で本体住居に移動可能な範囲 ・1つの本体住居につき2か所まで。本体住居が4人以下の場合1か所まで。
【事業所】4人以上 【共同生活住居】2人以上10人以下 【ユニット】2人以上10人以下 ●事業所(定員4名以上)		1人 ※サテライト型住居の定員は、本体住居の定員には含まず、事業所の定員には含む。
利用者と従業者が一同に会するのに十分な広さ		・本体住居の設備を利用

ウ 所要の規定の整理

・障害程度区分の障害支援区分への見直しなど

(2) 障害福祉サービス事業所の設備基準

・指定宿泊型自立訓練を行う事業所のサービス管理責任者の常勤要件の緩和

→ 条例案 第5条

(3) その他所要の規定の整備

・障害程度区分の障害支援区分への見直し

→ 条例案 第4条 第5条 第8条

・障害者総合支援法第5条の条ずれ(第5条第10項の「共同生活介護」の削除による) → 条例案 第1条 第2条 第3条 第6条 第7条

※ 障害者総合支援法に基づく事業所の指定基準等は地方分権一括法に基づき平成24年度に国の省令を参酌するとともに一部追加し県基準条例を定めたところ。この度、国の省令改正による基準の一部改正があり、県基準条例を改正するものです。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 利益供与等の禁止</p> <p>ア 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは障害福祉サービス事業を行う者（イにおいて「障害児相談支援事業者等」という。）またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>イ 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 利益供与等の禁止</p> <p>ア 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは障害福祉サービス事業を行う者（イにおいて「障害児相談支援事業者等」という。）またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>イ 省略</p> <p>以下省略</p>

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～15 省略</p> <p>16 利益供与等の禁止</p> <p>（1）設置者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者（次号において「障害児相談支援事業者等」という。）またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>（2）省略</p> <p>以下省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～15 省略</p> <p>16 利益供与等の禁止</p> <p>（1）設置者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者（次号において「障害児相談支援事業者等」という。）またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>（2）省略</p> <p>以下省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (基本方針)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(次条第1項第2号、第3号および第6号から第12号までに掲げる事業を行う者に限る。)は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>(従業者ならびに設備および運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第30条第1項第2号イならびに第43条第1項および第2項の条例で定める基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略 (6) <u>共同生活介護 別表第6</u> (7)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>別表第6第1項に規定する指定共同生活介護の事業および別表第12第1項に規定する指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う場合における基準の特例については、別表第14のとおりとする。</u></p> <p>4 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福</p>	<p>第1条・第2条 省略 (基本方針)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者(次条第1項第2号、第3号および第7号から第12号までに掲げる事業を行う者に限る。)は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>(従業者ならびに設備および運営に関する基準)</p> <p>第4条 法第30条第1項第2号イならびに第43条第1項および第2項の条例で定める基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略 (6) <u>削除</u> (7)～(12) 省略</p> <p>2 省略 (削る)</p> <p>3 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福</p>

祉サービスが提供されていないことその他の事由により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける基準の特例については、別表第15のとおりとする。

第5条 省略

付 則

1 省略

(経過措置)

2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護が提供される同項第2号アに規定する事業所に置く同項第3号アに規定する看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、同号エの規定にかかわらず、当分の間、同号エに規定する指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（事業所の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該アからウまでに定める数

ア～ウ 省略

(2) 省略

3 省略

4 別表第12第1項に規定する指定共同生活援助事業者（平成18年10月1日において現に入所施設または病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として同項に規定する指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、別表第6第2項第2号（別表第12第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

祉サービスが提供されていないことその他の事由により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける基準の特例については、別表第14のとおりとする。

第5条 省略

付 則

1 省略

(経過措置)

2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護が提供される同項第2号アに規定する事業所に置く同項第3号アに規定する看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、同号エの規定にかかわらず、当分の間、同号エに規定する指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（事業所の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該アからウまでに定める数

ア～ウ 省略

(2) 省略

3 省略

4 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次項において「指定共同生活援助事業者等」という。）（平成18年10月1日において現に入所施設または病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、同項第2号ア（同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の

5 別表第12第1項に規定する指定共同生活援助事業者が、平成18年10月1日において現に存する同表第2項第1号に規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み、同日後に増築され、または改築されたものを除く。）の設備については、別表第6第2項第5号および第6号（これらの規定を別表第12第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

(1) 省略

(2) 居室は、次に掲げるとおりとすること。

ア 省略

イ 別表第12第1項に規定する指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものとすること。

6 別表第6第2項第3号に規定する指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第46号。以下「区分省令」という。）第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5または同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同表第6項第3号の規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

7 別表第6第2項第3号に規定する指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5または同条第6号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居にお

規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助の事業または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（次項において「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

5 指定共同生活援助事業者等が、平成18年10月1日において現に存する別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み、同日後に増築され、または改築されたものを除く。）の設備については、同項第2号カおよびキ（これらの規定を同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

(1) 省略

(2) 居室は、次に掲げるとおりとすること。

ア 省略

イ 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものとすること。

6 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同項第7号ウの規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

7 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居に

いて、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同表第6項第3号の規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

(1)・(2) 省略

8 前2項の場合における別表第6第3項第3号の規定の適用については、同号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者（付則第6項または第7項の規定の適用を受ける者を除く。）の数とこれらの規定の適用を受ける利用者の数に2分の1を乗じて得た数とを合計した数）」とする。

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 重度訪問介護の事業

(1) 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業を行う者は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、介護等、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 省略

3～5 省略

別表第2 省略

別表第3（第4条関係）

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定生活介護の事業

において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項第7号ウの規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

(1)・(2) 省略

8 前2項の場合における別表第12第1項第3号の規定の適用については、同号ウ(イ)から(エ)までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者（付則第6項または第7項の規定の適用を受ける者を除く。）の数とこれらの規定の適用を受ける利用者の数に2分の1を乗じて得た数とを合計した数）」とする。

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 重度訪問介護の事業

(1) 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業を行う者は、重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、介護等、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 省略

3～5 省略

別表第2 省略

別表第3（第4条関係）

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定生活介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、指定生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、医師、看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この表、別表第7、別表第8および別表第15において同じ。）、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。

イ・ウ 省略

エ 看護職員、理学療法士または作業療法士（ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。カにおいて同じ。）および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（指定生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア)～(ウ) 省略

オ～ケ 省略

(4)～(9) 省略

2 基準該当生活介護の事業

(1) 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（別表第15第1項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア～エ 省略

(2)・(3) 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)・(2) 省略

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、指定生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、医師、看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この表、別表第7、別表第8および別表第14において同じ。）、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。

イ・ウ 省略

エ 看護職員、理学療法士または作業療法士（ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。カにおいて同じ。）および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（指定生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア)～(ウ) 省略

オ～ケ 省略

(4)～(9) 省略

2 基準該当生活介護の事業

(1) 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア～エ 省略

(2)・(3) 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、当該指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、または同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

イ 併設事業所または空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所

(ア) 省略

(イ) 生活支援員の数は、次の a または b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a または b に定める数とすること。

a 指定生活介護事業所、別表第6第2項第3号に規定する指定共同生活介護事業所、別表第7第1項第2号アに規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第9第2項第2号に規定する指定就労移行支援事業所、別表第10第3項第1号に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型事業者が当該指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第12第2項第1号に規定する指定共同生活援助事業所または児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（以下「指定通所支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この表において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次の（a）または（b）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、当該（a）または（b）に定める数

(a) 指定生活介護、別表第6第1項に規定する指定共同生活介護、別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓

(3) 従業者

ア 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置くこと。ただし、当該指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、または当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

イ 併設事業所または空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所

(ア) 省略

(イ) 生活支援員の数は、次の a または b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a または b に定める数とすること。

a 指定生活介護事業所、別表第7第1項第2号アに規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第9第2項第2号に規定する指定就労移行支援事業所、別表第10第3項第1号に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型事業者が当該指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所、同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（以下「指定通所支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この表において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次の（a）または（b）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、当該（a）または（b）に定める数

(a) 指定生活介護、別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）、別表第8第1項第1号に規定する指定自

練)、別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)、別表第10第1項に規定する指定就労継続支援A型、別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型、別表第12第1項に規定する指定共同生活援助または指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該指定短期入所事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定生活共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数以上

(b) 省略

b 省略

ウ 併設事業所の従業者の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上とすること。

(ア) 省略

(イ) 別表第6第2項第3号に規定する指定共同生活介護事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練の事業に係るものに限る。) または 別表第12第2項第1号に規定する指定共同生活援助事業所 (以下この表において「指定共同生活介護事業所等」という。)である併設本体施設 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に別表第6第1項に規定する指定共同生活介護、別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。) または 別表第12第1項に規定する指定共同生活援助 (以下この表において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数と併設事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員または

立訓練(生活訓練)、別表第10第1項に規定する指定就労継続支援A型、別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型、別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助、同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助または指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該指定短期入所事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数以上

(b) 省略

b 省略

ウ 併設事業所の従業者の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上とすること。

(ア) 省略

(イ) 指定自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練の事業に係るものに限る。)、別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 (以下この表において「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)である併設本体施設 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助 (以下この表において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数と併設事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、

これに準ずる従業者として必要な数

b 省略

エ 空床利用型事業所の従業者の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上とすること。

(ア) 省略

(イ) 指定共同生活介護事業所等である法第5条第8項に規定する施設が空床利用型事業所を設置する場合 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

オ 省略

(4) 入退所等

ア 省略

イ 指定短期入所事業者は、次の(ア)または(イ)に掲げる指定短期入所事業所の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供しないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) 空床利用型事業所 法第5条第8項に規定する施設の利用定員(別表第6第2項第3号に規定する指定共同生活介護事業所または別表第12第2項第1号に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニット(居室および居室に近接して設け

当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

エ 空床利用型事業所の従業者の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上とすること。

(ア) 省略

(イ) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等である法第5条第8項に規定する施設が空床利用型事業所を設置する場合 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

オ 省略

(4) 入退所等

ア 省略

イ 指定短期入所事業者は、次の(ア)または(イ)に掲げる指定短期入所事業所の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供しないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) 空床利用型事業所 法第5条第8項に規定する施設の利用定員(別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニット(居室および

られる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)および居室の定員を超えることとなる利用者の数

ウ～オ 省略

(5)～(7) 省略

2 省略

別表第5 (第4条関係)

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者および別表第12第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。)または指定障害者支援施設の設置者であること。

3 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス(指定療養介護、指定重度障害者等包括支援および別表第12第1項に規定する指定共同生活援助を除く。)の事業に必要な従業者または指定障害者支援施設として必要な従業者を有すること。

(5) 省略

4 省略

5 サービスの提供

(1) 省略

(2) 指定重度障害者等包括支援事業者等は、指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所および共同生活介護に限る。)を提供する場合にあっては、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たすこと。

(3) 省略

6・7 省略

居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)および居室の定員を超えることとなる利用者の数

ウ～オ 省略

(5)～(7) 省略

2 省略

別表第5 (第4条関係)

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。)または指定障害者支援施設の設置者であること。

3 従業者

(1)～(3) 省略

(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス(指定療養介護および指定重度障害者等包括支援を除く。)の事業に必要な従業者または指定障害者支援施設として必要な従業者を有すること。

(5) 省略

4 省略

5 サービスの提供

(1) 省略

(2) 指定重度障害者等包括支援事業者等は、指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所および共同生活援助に限る。)を提供する場合にあっては、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たすこと。

(3) 省略

6・7 省略

別表第6 (第4条関係)

共同生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うこと。
- 2 設備
 - (1) 共同生活住居の所在する場所は、住宅地または利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域内とし、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設（昼間または夜間のみサービスを提供する施設を除く。以下「入所施設」という。）または病院の敷地外とすること。
 - (2) 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとする。
 - (3) 指定共同生活介護事業者は、当該指定共同生活介護の事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）ごとに、当該指定共同生活介護の事業を行う1以上の共同生活住居を有すること。
 - (4) 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とし、当該入居定員の合計は4人以上とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
 - (5) 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、1以上のユニットを設けるほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (6) ユニットの基準は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 入居定員は、2人以上10人以下とすること。
 - イ 居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

別表第6 削除

ウ 居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

3 従業者

(1) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、指定共同生活介護事業所の管理者（以下この表において「管理者」という。）、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。

(2) 世話人の数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

(3) 生活支援員の数は、常勤換算方法で、次のアからエまでに定める数を合計した数以上とすること。

ア 区分省令第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(4) 従業者（管理者を除く。）は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(5) 管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有する者とする。

(6) 前各号に定めるもののほか、指定共同生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまでおよび別表第2第3項第5号および第6号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オ中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、同項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第6第3

項第2号および第3号ならびに同項第6号において準用する前号」と読み替えるものとする。

4 入退居等

- (1) 利用者は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院による医療を要する者を除く。）とすること。
- (2) 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居およびユニットの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に当たっては、当該利用申込者の心身の状況、生活の状況、病歴等の把握に努めること。
- (4) 指定共同生活介護事業者は、第7号において準用する別表第4第1項第4号エの規定により受給者証に記載した事項を遅滞なく市町村に対し報告すること。
- (5) 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に当たっては、利用者の希望を踏まえ、退居後の生活環境および支援の継続性に配慮して、退居に必要な援助を行うこと。
- (6) 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に当たっては、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、指定共同生活介護の事業の入退居等については、別表第4第1項第4号エの規定を準用する。この場合において、「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と読み替えるものとする。

5 指定共同生活介護計画等

- (1) 指定共同生活介護事業者は、次に掲げるところにより、次号において準用する別表第2第6項第1号に規定する共同生活介護計画に基づき、指定共同生活介護を提供すること。
 - ア 生活支援員の業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合には、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録すること。

イ 入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、当該希望する者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、既に入居している利用者の支援に支障が生じないようにすること。

(2) 前号に定めるもののほか、指定共同生活介護の事業の指定共同生活介護計画等については、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)までおよび別表第5第6項第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第6項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実にすることができる場合」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活および社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と読み替えるものとする。

6 介護および家事等

(1) 介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう適切に行うこと。

(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者および従業者が共同して行うよう努めること。

(3) 指定共同生活介護事業者は、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護または家事等を受けさせないこと。

7 援助および便宜の提供等

(1) 指定共同生活介護事業者は、指定生活介護事業所等との連絡調整、利用者の余暇活動の支援等に努めること。

(2) 指定共同生活介護事業者は、利用者の日常生活における行政機関等に対する必要な手続について、利用者またはその家族において行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わつ

て行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、指定共同生活介護の事業の援助および便宜の提供等については、別表第2第8項第1号および第3号の規定を準用する。

8 連携等

(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体および精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保すること。

(2) 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、省令第34条の13第1項第12号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

(3) 前2号に定めるもののほか、指定共同生活介護の事業の連携等については、別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは、「第34条の13第1項第12号」と読み替えるものとする。

9 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)までおよび(キ)から(ケ)までを除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第5項第1号および第2号、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第2号を除く。)までならびに別表第3第1項第7号イの規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第9項において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第6第9項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同号エ中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者等(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。)」が」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第

1.号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食材料費、家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）および光熱水費」と、同項第2号中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第6第9項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第6第5項第2号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第6第9項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第6第9項」と読み替えるものとする。

別表第7（第4条関係）

自立訓練（機能訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練（機能訓練）の事業

- (1) 省略
- (2) 従業者
ア～オ 省略

カ 看護職員のうち1人以上は、常勤の者とする。

キ アからカまでに定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、別表第3第1項第3号クならびに別表第6第3項第4号の規定を準用する。この場合におい

別表第7（第4条関係）

自立訓練（機能訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練（機能訓練）の事業

- (1) 省略
- (2) 従業者
ア～オ 省略

カ 従業者（管理者を除く。）は、専ら指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

キ 看護職員のうち1人以上は、常勤の者とする。

ク アからキまでに定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号ならびに別表第3第1項第3号クの規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6

て、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第7第1項第2号イおよび同号キにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(3)～(5) 省略

2 基準該当自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第15第1項に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（機能訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 省略

別表第8（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練（生活訓練）の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号、第6号および第9号、別表第3第1項第3号ク、別表第6第3項第4号ならびに別表第7第1項第2号オの規定を準用する。

(4) 利用者負担額等の受領等

ア～ウ 省略

号中「前3号」とあるのは「別表第7第1項第2号イおよび同号クにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(3)～(5) 省略

2 基準該当自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（機能訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 省略

別表第8（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練（生活訓練）の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号、第6号および第9号、別表第3第1項第3号クならびに別表第7第1項第2号オおよびカの規定を準用する。

(4) 利用者負担額等の受領等

ア～ウ 省略

エ 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一

エ アからウまでに定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号（ウ（ウ）を除く。）および別表第2第5項第2号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ウ（エ）中「（ウ）」とあるのは「別表第8第1項第4号アまたはイ」と、同号ウ（オ）中「（ア）」とあるのは「別表第8第1項第4号アもしくはイまたは（ア）」と、同号エ中「支給決定障害者等から」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練の提供を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）から」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と読み替えるものとする。

(5) 省略

の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定すること。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

オ 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定すること。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

カ アからオまでに定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号（ウ（ウ）およびエを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ウ（エ）中「（ウ）」とあるのは「別表第8第1項第4号アまたはイ」と、同号ウ（オ）中「（ア）」とあるのは「別表第8第1項第4号アもしくはイまたは（ア）」と読み替えるものとする。

(5) 省略

2 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

(1) 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第15第1項に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 省略

別表第9（第4条関係）

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労移行支援の事業の従業者（認定指定就労移行支援事業所の従業者を除く。）にあつては別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号まで、別表第3第1項第3号クおよび別表第6第3項第4号の規定を、認定指定就労移行支援事業所の従業者にあつては別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび別表第6第3項第4号の規定を、それぞれ準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは、「別表第9第3項第2号および第4号ならびに同項第7号において準用する別表第2第3項第5号」と読み替えるものとする。

4・5 省略

6 別表第1第1項第4号（キ(キ)および(ク)を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第2第4項第1号、第5項第1号および第2号、第6項、

2 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

(1) 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 省略

別表第9（第4条関係）

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労移行支援の事業の従業者（認定指定就労移行支援事業所の従業者を除く。）については別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号まで、別表第3第1項第3号クおよび別表第7第1項第2号カの規定を、認定指定就労移行支援事業所の従業者にについては別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび別表第7第1項第2号カの規定を、それぞれ準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは、「別表第9第3項第2号および第4号ならびに同項第7号において準用する別表第2第3項第5号」と読み替えるものとする。

4・5 省略

6 別表第1第1項第4号（キ(キ)および(ク)を除く。）、第5号（ウおよびエを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第

第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号までおよび第8号アならびに別表第7第1項第3号の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同号エ中「支給決定障害者等から」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)から」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第2号中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この号において同じ。)が」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第9第6項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の16第1項第12号」と読み替えるものとする。

別表第10(第4条関係)

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号までおよび第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第9第6項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の16第1項第12号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10(第4条関係)

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、別表第3第1項第3号ク、別表第6第3項第4号ならびに別表第9第3項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第10第3項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と読み替えるものとする。

4～7 省略

別表第11（第4条関係）

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定就労継続支援B型の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ(キ)および(ク)を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号から第9号（ウに限る。）まで、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号（イを除く。）、第6号、第7号および第8号ア、別表第6第3項第4号、別表第7第1項第3号、別表第9第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項（第4号を除く。）ならびに別表第10第3項（第3号を除く。）の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあ

3 従業者

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、別表第3第1項第3号ク、別表第7第1項第2号カならびに別表第9第3項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第10第3項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と読み替えるものとする。

4～7 省略

別表第11（第4条関係）

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定就労継続支援B型の事業

(1)・(2) 省略

(3) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ(キ)および(ク)を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号から第9号（ウに限る。）まで、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号（イを除く。）、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項（第4号を除く。）ならびに別表第10第3項（第3号を除く。）の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事

るのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあつては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあつてはこれを設けず、相談室および多目的室にあつてはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の18第1項第12号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

2 基準該当就労継続支援B型の事業

- (1) 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（別表第15第1項に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下この項において「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下この項において「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア～エ 省略

項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあつては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあつてはこれを設けず、相談室および多目的室にあつてはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の18第1項第12号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

2 基準該当就労継続支援B型の事業

- (1) 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下この項において「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下この項において「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア～エ 省略

(2) 省略

別表第12 (第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス (以下「指定共同生活援助」という。) の事業を行う者 (以下「指定共同生活援助事業者」という。) は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 省略

別表第12 (第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

- (1) 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス (次項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この項において「指定共同生活援助」という。) の事業を行う者 (以下「指定共同生活援助事業者」という。) は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 設備

ア 共同生活住居の所在する場所は、住宅地または利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域内とし、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設 (昼間または夜間のみサービスを提供する施設を除く。以下「入所施設」という。) または病院の敷地外とすること。

イ 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとする。

ウ 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所 (以下「指定共同生活援助事業所」という。) ごとに、当該指定共同生活援助の事業を行う1以上の共同生活住居 (サテライト型住居 (当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの (以下「本体住居」という。) との連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。) を除く。以下エからカまでにおいて同じ。) を有すること。

エ 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とし、共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

オ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、エの規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

カ 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居ごとに、1以上のユニットを設けるほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

キ ユニットの基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 入居定員は、2人以上10人以下とすること。

(イ) 居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(ウ) 居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

ク サテライト型住居の設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 入居定員は、1人とすること。

(イ) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(ウ) 居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(3) 従業者

ア 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、指定共同生活援助事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。

イ 世話人の数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

2 従業者

(1) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、指定共同生活援助事業所の管理者、世話人およびサービス管理責任者を置くこと。

(2) 前号に定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号ならびに別表第6第3項第2号、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オ中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第12第2項第2号において準用する前号および別表第6第3項第2号」と、別表第6第3項第2号中「6」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

ウ 生活支援員の数は、常勤換算方法で、次の(ア)から(エ)までに定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

(イ) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

(ウ) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

(エ) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

エ 管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者とする。

オ アからエまでに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号ならびに別表第7第1項第2号カの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第12第1項第3号イおよびウならびに同号オにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(4) 入退居等

ア 利用者は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院による医療を要する者を除く。）とすること。

イ 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ウ 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に当たっては、当該利用申込者の心身の状況、生活の状況、病歴等の把握に努めること。

エ 指定共同生活援助事業者は、キにおいて読み替えて準用する別表第4第1項第4号エの規定により受給者証に記載した事項を遅滞なく市町村に対し報告すること。

オ 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に当たっては、利用者の希望を踏まえ、退居後の生活環境および援助の継続性に配慮して、退居に必要な援助を行うこと。

カ 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に当たっては、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

キ アからカまでに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の入退居等については、別表第4第1項第4号エの規定を準用する。この場合において、同号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と読み替えるものとする。

(5) 利用者負担額等の受領等

ア 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、次に掲げるところにより、支給決定障害者から指定共同生活援助の提供に要した費用の額の支払を受けること。

(ア) 法定代理受領を行う指定共同生活援助を提供したときは、当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けること。

(イ) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けること。

(ウ) (ア)および(イ)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次のaからeまでに掲げる費用の額の支払を受けることができる。

a 食材料費

b 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指

定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

c 光熱水費

d 日用品費

e aからdまでに掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(エ) (ウ)に掲げる費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対して当該便宜の内容および費用について説明し、当該支給決定障害者の同意を得ること。

(オ) (ア)から(ウ)までに規定する費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付すること。

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第12第1項第5号(ア)から(ウ)まで」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けているものを除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

(6) 共同生活援助計画等

ア 指定共同生活援助事業者は、次に掲げるところにより、イにおいて読み替えて準用する別表第2第6項第1号に規定する共同生活援助計

画に基づき、指定共同生活援助を提供すること。

(ア) 生活支援員の業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合には、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録すること。

(イ) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、当該希望する者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、既に入居している利用者の援助に支障が生じないようにすること。

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の共同生活援助計画等については、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）までおよび別表第5第6項第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実にを行うことができる場合」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と読み替えるものとする。

(7) 介護および家事等

ア 介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう適切に行うこと。

イ 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者および従業者が共同して行うよう努めること。

ウ 指定共同生活援助事業者は、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護または家事等を受けさせな

3 別表第1第1項第4号(エを除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第4項第2号エおよびオ、第5項第1号および第2号、第6項第1号から第3号までならびに第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第2号を除く。)まで、別表第3第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号アならびに別表第6第2

いこと。

(8) 援助および便宜の提供等

- ア 指定共同生活援助事業者は、指定生活介護事業所等との連絡調整、利用者の余暇活動の支援等に努めること。
- イ 指定共同生活援助事業者は、利用者の日常生活における行政機関等に対する必要な手続について、利用者またはその家族において行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わって行うこと。
- ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の援助および便宜の提供等については、別表第2第8項(第2号を除く。)の規定を準用する。

(9) 連携等

- ア 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保すること。
- イ 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、省令第34条の19第1項第13号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。
- ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の連携等については、別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは、「第34条の19第1項第13号」と読み替えるものとする。

(10) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第1号に限る。)までならびに別表第3第1項第7号イの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第1項第10号において準用

項、第4項、第5項第1号イ、第6項(第1号を除く。)、第7項(第3号を除く。)および第8項(第3号を除く。)の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第3項において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第12第3項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食材料費、家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)および光熱水費」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定自立訓練(生活訓練)事業所等との連絡調整を」と、同項第4号イ中「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第12第3項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第12第3項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第12第3項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第3項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるの

する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第12第1項第10号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第12第1項第6号イにおいて準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第12第1項第10号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第1項第10号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と読み替えるものとする。

は「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号
ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常
生活」と、「その他」とあるのは「および精神」と、別表第6第5項第1
号中「次号」とあるのは「別表第12第3項」と、同表第7項第1号中「指
定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」
と読み替えるものとする。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助（共同生活援助に係る指定障
害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）であって、当該
指定共同生活援助を行う事業所の従業者により行われる外部サービス利
用型共同生活援助計画（第5号において読み替えて準用する別表第2第
6項第1号に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以
下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（以下「基本サービ
ス」という。）および当該指定共同生活援助を行う事業者が委託する指
定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）に
より、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、
排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サ
ービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「外部
サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、外部サービス
利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による
受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が
地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことがで
きるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環
境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護
その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 従業者

ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス
利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利
用型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、外部サービス利用

型指定共同生活援助事業所の管理者、世話人およびサービス管理責任者を置くこと。

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに前項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第12第2項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3) サービスの提供

ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第5号において準用する別表第1第1項第7号アに規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者および受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業者が当該受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。

イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、受託居宅介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、必要な措置を講ずること。

ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サー

ビス事業者が受託居宅介護サービスを提供したときは、当該受託居宅介護サービスを提供した日、時間、具体的なサービスの内容その他必要な事項を文書により報告させること。

エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者の業務について必要な管理を行うこと。

オ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号（ア、エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。）の規定を準用する。この場合において、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは、「当該」と読み替えるものとする。

(4) 受託居宅介護サービス事業者への委託等

ア 外部サービス利用型指定共同生活介護事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を指定居宅介護事業者以外の事業者に委託しないこと。

イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定居宅介護以外の障害福祉サービスを受託居宅介護サービス事業者に委託しないこと。

ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、指定居宅介護を提供する事業者と、エに規定する方法により、その提供に関する業務を委託する契約を締結すること。

エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行うこと。

(5) 別表第1第1項第5号（ウおよびエを除く。）、第7号（イ(エ)を除く。）、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）まで、第

8項(第2号を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第1号に限る。)まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに前項第2号、第4号(キを除く。)、第5号ア、第6号ア((ア)を除く。)、第7号、第8号(ウを除く。)および第9号(ウを除く。)の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第12第2項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第12第2項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第12第2項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第12第2項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第2項第5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1

別表第13（第4条関係）

多機能型に関する特例

1 省略

2 従業者の員数等の特例

(1) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除き、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この表において同じ。）に置くサービス管理責任者の数は、別表第2第3項第5号（別表第3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号キ、別表第8第1項第3号オ、別表第9第3項第7号、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の規

項第14号」とあるのは「第34条の19第1項第13号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第13（第4条関係）

多機能型に関する特例

1 省略

2 従業者の員数等の特例

(1) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除き、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この表において同じ。）に置くサービス管理責任者の数は、別表第2第3項第5号（別表第3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号ク、別表第8第1項第3号オ、別表第9第3項第7号、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の規

定により置くべきサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者としなければならない。

ア 60人以下 1人

イ 61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人または40人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

(2) 多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、別表第2第3項第9号(別表第3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号キ、別表第8第1項第3号オ、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。)、別表第7第1項第2号カならびに別表第9第3項第5号(別表第11第1項第3号において準用する場合を含む。)および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く従業者(医師およびサービス管理責任者を除く。)は、1人以上を常勤の者としてすることができる。

別表第14(第4条関係)

一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

1 指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)および指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)については、これらの事業所の利用者の数の合計およびその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数および入居定員とみなして別表第6第2項第4号および第6号(別表第12第3項において準用する場合を含む。)および同表第4項第2号(別表第12第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 一体型指定共同生活援助事業所に置く世話人およびサービス管理責任者の数は、別表第2第3項第5号(別表第6第3項第6号および別表第12第2項第2号において準用する場合に限る。)および別表第6第3項第2号(別表第12第2項第2号において読み替えて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみな

定により置くべきサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者としなければならない。

ア 60人以下 1人

イ 61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人または40人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

(2) 多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、別表第2第3項第9号(別表第3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号ク、別表第8第1項第3号オ、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。)、別表第7第1項第2号キならびに別表第9第3項第5号(別表第11第1項第3号において準用する場合を含む。)および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く従業者(医師およびサービス管理責任者を除く。)は、1人以上を常勤の者としてすることができる。

(削る)

された事業所ごとに、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数以上とすること。

(1) 世話人 常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所の利用者の数と当該一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数とを合計した数を6で除して得た数

(2) サービス管理責任者 次のアまたはイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所の利用者の数と当該一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数とを合計した数の区分に応じ、当該アまたはイに定める数

ア 30人以下 1人

イ 31人以上 1人に、利用者の数を合計した数が30人を超えて30人または30人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

別表第15 (第4条関係)

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

1～4 省略

5 別表第1第1項第4号(エならびにキ(キ)およびク)を除く。)、第5号(ウからオまでを除く。)、第7号(イ(イ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第4項第1号、第6項(第4号オおよびカを除く。)、第10項(第5号を除く。))および第11項ならびに別表第3第1項第2号の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第15第5項において準用する第7号ア」と、同号カ中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第15第6項から第8項までにおいて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、

別表第14 (第4条関係)

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

1～4 省略

5 別表第1第1項第4号(エならびにキ(キ)およびク)を除く。)、第5号(ウからオまでを除く。)、第7号(イ(イ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第4項第1号、第6項(第4号オおよびカを除く。)、第10項(第5号を除く。))および第11項ならびに別表第3第1項第2号の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第5項において準用する第7号ア」と、同号カ中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第6項から第8項までにおいて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、

同項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第15第5項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第15第5項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第15第5項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第15第5項」と読み替えるものとする。

6～9 省略

同項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第5項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第5項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第5項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第5項」と読み替えるものとする。

6～9 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>指定障害者支援施設の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>3 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を提供する場合</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 看護職員、理学療法士または作業療法士（アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。）および生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次の(ア)および(イ)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(ア) 次のaからcまでに掲げる利用者の<u>平均障害程度区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の<u>平均値</u>をいう。）に 応じ、当該aからcまでに定める数</p> <p>以下省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>指定障害者支援施設の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>3 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を提供する場合</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 看護職員、理学療法士または作業療法士（アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。）および生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次の(ア)および(イ)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(ア) 次のaからcまでに掲げる利用者の<u>平均障害支援区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の<u>平均値</u>をいう。）に 応じ、当該aからcまでに定める数</p> <p>以下省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護が提供される別表第2第2項第1号に規定する生活介護事業所に置く同表第4項第1号に規定する看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、同項第4号の規定にかかわらず、当分の間、同号に規定する生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害福祉サービスの事業を行う事業所の従業員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の数を常勤の従業員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害程度区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該アからウまでに定める数 ア～ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第4条関係） 生活介護の事業の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p>	<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護が提供される別表第2第2項第1号に規定する生活介護事業所に置く同表第4項第1号に規定する看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、同項第4号の規定にかかわらず、当分の間、同号に規定する生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害福祉サービスの事業を行う事業所の従業員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の数を常勤の従業員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害支援区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該アからウまでに定める数 ア～ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第4条関係） 生活介護の事業の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p>

(1)～(3) 省略

(4) 看護職員、理学療法士または作業療法士（第2号ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。第6号において同じ。）および生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる利用者の平均障害程度区分に応じ、当該アからウまでに定める数以上とすること。

(5)～(9) 省略

5～11 省略

別表第3 省略

別表第4（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 職員

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号まで、第10号および第12号から第14号まで、別表第2第4項第7号および第8号ならびに別表第3第2項第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第4第4項第2号および同項第5号において準用する前号」と読み替えるものとする。

5 省略

別表第5～別表第7 省略

別表第8（第4条関係）

多機能型に関する特例

(1)～(3) 省略

(4) 看護職員、理学療法士または作業療法士（第2号ただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。第6号において同じ。）および生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数以上とすること。

(5)～(9) 省略

5～11 省略

別表第3 省略

別表第4（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 職員

(1)～(4) 省略

(5) 生活支援員およびサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とすること。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くサービス管理責任者にあつては、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(6) 前各号に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第14号まで、別表第2第4項第7号および第8号ならびに別表第3第2項第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第4第4項第2号および同項第6号において準用する前号」と読み替えるものとする。

5 省略

別表第5～別表第7 省略

別表第8（第4条関係）

多機能型に関する特例

1・2 省略

3 職員の員数等の特例

(1) 多機能型事業所（一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものに限る。）のサービス管理責任者の数は、別表第2第4項第9号、別表第3第2項第7号、別表第4第4項第5号、別表第5第3項第7号、別表第6第5項第3号および別表第7第3項において準用する別表第1第4項第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の規定により置くべきサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者としなければならない。

ア・イ 省略

(2) 利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である多機能型事業所の職員（管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。）については、別表第2第4項第9号、別表第3第2項第6号、同項第7号および別表第4第4項第5号において準用する別表第1第4項第10号ならびに別表第5第3項第5号（別表第6第5項第3号および別表第7第3項において準用する場合を含む。）および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くこととされる職員（指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号イ（ア）aに規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含む。）のうち、1人以上は、常勤の者とする事ができる。

(3) 省略

1・2 省略

3 職員の員数等の特例

(1) 多機能型事業所（一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものに限る。）のサービス管理責任者の数は、別表第2第4項第9号、別表第3第2項第7号、別表第4第4項第6号、別表第5第3項第7号、別表第6第5項第3号および別表第7第3項において準用する別表第1第4項第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、次のアまたはイに掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすることができる。この場合においても、この号の規定により置くべきサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者としなければならない。

ア・イ 省略

(2) 利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である多機能型事業所の職員（管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。）については、別表第2第4項第9号および別表第3第2項第7号において準用する別表第1第4項第10号、別表第3第2項第6号、別表第4第4項第5号ならびに別表第5第3項第5号（別表第6第5項第3号および別表第7第3項において準用する場合を含む。）および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くこととされる職員（指定通所支援基準条例別表第1第1項第4号イ（ア）aに規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含む。）のうち、1人以上は、常勤の者とする事ができる。

(3) 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第5条第26項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（<u>法第5条第27項</u>に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（<u>法第5条第26項</u>に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第8条関係)

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表 (第3条関係) 障害者支援施設の事業の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 生活介護を提供する場合 ア・イ 省略</p> <p>ウ 看護職員、理学療法士または作業療法士 (アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法 (障害者支援施設の職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の数を常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。) で、次の(ア)および(イ)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(ア) 次の a から c までに掲げる利用者の平均障害程度区分 (厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。) に応じ、当該 a から c までに定める数</p> <p>以下省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表 (第3条関係) 障害者支援施設の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活介護を提供する場合 ア・イ 省略</p> <p>ウ 看護職員、理学療法士または作業療法士 (アただし書の規定により置かれる機能訓練指導員を含む。オにおいて同じ。) および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法 (障害者支援施設の職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の数を常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。) で、次の(ア)および(イ)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(ア) 次の a から c までに掲げる利用者の平均障害支援区分 (厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。) に応じ、当該 a から c までに定める数</p> <p>以下省略</p>

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 制定の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 116 条第 3 項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年滋賀県条例第 4 号）の一部を改正しようとするものです。

2 概 要

(1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000 分の 7.35（改正前 10,000 分の 8.7）に改めることとします。

（第 2 条関係）

(2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

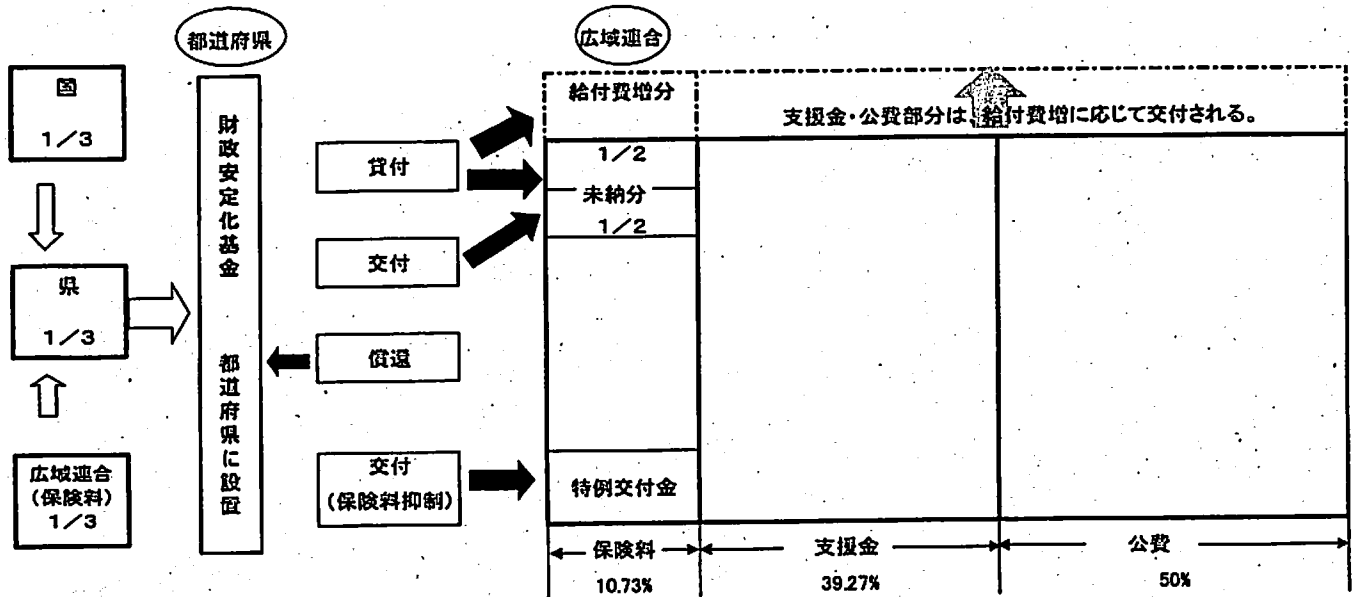
旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の8.7</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の7.35</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金制度の概要

1. 事業

- (1) 交付 保険料の未納による財政不足に対して交付
不足額の2分の1を2年度目に交付する。
- (2) 貸付 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して貸付
不足額の1.1倍が限度。無利息で年度ごとに貸付できる。
- (3) 特例交付 保険料率の増加抑制措置のため特例として交付する。
・・・(H22年度に法改正により追加)

2. 財政安定化基金のフロー図



3. 財源および拠出金算定等

- 平成20年度から平成25年度拠出率：医療費見込額の1万分の8.7
※財政安定化基金標準拠出率：平成20年度から25年度までは、1万分の9

平成26・27年度拠出率：医療費見込額の1万分の7.35
(国が標準拠出率をもとめた計算方法に準じて算出)

※財政安定化基金標準拠出率：平成26・27年度については、10万分の44 (1万分の4.4)

(平成26年1月29日厚生労働省告示第15号)

○基金積立状況

(単位:円)

年度	積立(利息含む)	特例交付額	年度末残高
20	271,057,542		271,057,542
21	271,972,904		543,030,446
22	301,357,426	512,795,606	331,592,266
23	300,629,847	300,614,101	331,608,012
24	335,348,806	291,137,223	375,819,595
25	334,458,678	335,003,732	375,274,541
26	308,744,519	241,000,000	443,019,060
27	308,744,519	241,000,000	510,763,579

平成25年度から平成27年度については、予定額

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業の実施期限が延長されることに伴い、平成26年度においても基金事業を引き続き実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成27年3月31日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、平成26年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第58号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成27年3月31日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の地域医療再生臨時特例交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成 26 年度および平成 27 年度においても基金事業を引き続き実施することができるよう、基金の設置期限を 2 年間延長するため、滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 92 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

平成 21 年度から災害拠点病院等の医療機関の耐震化を推進し、地震発生時における適切な医療提供体制の確保を図るため、国の医療施設耐震化臨時特例交付金を滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金に積み立てて活用してきましたが、同基金を充当する事業が平成 25 年度末をもって終了するため、滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 93 号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例の廃止について

1 主旨

災害拠点病院3病院の耐震化の整備を図り、所期の目的を達したことから、滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例(平成21年滋賀県条例第93号)を廃止する条例案を上程する。

2 基金の概要

国の平成21年度補正予算における医療施設耐震化臨時特例交付金の創設に基づき、滋賀県医療施設耐震化臨時特例基金条例を制定。

この基金を財源とする滋賀県災害拠点病院等耐震化施設整備費補助金により、耐震化未整備の災害拠点病院3病院に補助し、耐震化整備を行った。

○基金積立および取崩し額一覧

(円)

年度	積立	取崩し	備考
21	2,717,485,000	—	元金
22~24	—	2,740,484,000	高島市民病院 1,183,476,000 公立甲賀病院 1,100,962,000 長浜赤十字病院 456,046,000
21~25	25,451,626	—	利息
計	① 2,742,936,626	② 2,740,484,000	

残額 = ① - ② = 2,452,626円 国庫へ返還

○耐震化医療機関

(円)

医療機関名	種別	事業年度	補助金額
高島市民病院	災害拠点病院	22~23	1,183,476,000
公立甲賀病院	災害拠点病院	22~24	1,100,962,000
長浜赤十字病院	災害拠点病院 ・救命救急センター	23~24	456,046,000
		計	2,740,484,000

3 廃止予定日

平成26年4月1日

滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、介護保険審査会において要介護認定または要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数について都道府県の条例で定めるとされたことから、滋賀県介護保険審査会における当該定数を定めるため、滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成 11 年滋賀県条例第 32 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の題名を「滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例」に改めることとします。（題名関係）
- (2) 介護保険法第 189 条第 2 項の合議体を構成する委員の定数は、3 人とすることとします。（第 2 条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例</u></p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第184条の規定による滋賀県介護保険審査会の同法第185条第1項第3号に掲げる公益を代表する委員の定数は、12人とする。</p>	<p><u>滋賀県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例</u></p> <p><u>（公益を代表する委員の定数）</u></p> <p><u>第1条</u> 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第184条の規定による滋賀県介護保険審査会の同法第185条第1項第3号に掲げる公益を代表する委員の定数は、12人とする。</p> <p><u>（法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数）</u></p> <p><u>第2条</u> 法第189条第3項に規定する同条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。</p>

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の平成 25 年度補正予算により、子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されるとともに、不妊治療を望む者への支援に関する事業が新たに追加されることに伴い、平成 26 年度においても基金事業を継続して実施することができるようにするとともに、基金の設置目的を改めるため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的を拡大することとします。（第 1 条関係）
- (2) 条例の有効期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備、保育および幼児教育の質の向上 その他の子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、滋 賀県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備、保育および幼児教育の質の向上 その他の子どもを安心して育てることができる体制の整備および不妊治療 を望む者への支援を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金（以下 「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、平成 26 年度においても基金事業を継続して実施することができるよう、基金の設置期限を 1 年間延長するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の平成 25 年度補正予算により、地域自殺対策緊急強化交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、平成 26 年度においても基金事業を引き続き実施することができるよう、基金の設置期限を 1 年間延長するため、滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 60 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成 26 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成 27 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>